

北陸信越運輸局報

第 409 号

平成26年 6月23日(月 曜日)
(毎月 3回 1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電 話 (025) 285-9000
F A X (025) 285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

許認可等	△自動車分解整備事業の認証	1ページ
行政処分	△一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年5月分)	2ページ
	△一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年5月分)	2ページ～3ページ
	△一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年5月分)	3ページ～4ページ
	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年5月分)	4ページ～9ページ

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証(自動車技術安全部)

認証番号	富認証第202号
認証年月日	平成26年6月16日
事業者名	有限会社シエラ・スポーツ
事業場名	有限会社シエラ・スポーツ
事業場所在地	富山県富山市公文名21番地
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第377号
認証年月日	平成26年6月19日
事業者名	長野日産自動車株式会社
事業場名	長野日産自動車株式会社須坂店
事業場所在地	長野県須坂市墨坂南一丁目1773番地8
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

○ 行政処分

■一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分（平成26年5月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年5 月1日	伊南乗用自動車有限 会社 代表者 久保田武彦	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成25年1月31 日、変更認可を受けて いなかったことから監 査実施。1件の違反が 認められた。(1) 事 業計画の変更認可違反 (道路運送法第15条第 1項)	2	2
	長野県駒ヶ根市中央 4番地5号	長野県駒ヶ根市中央 4番地5号	道路運送法第15条 第1項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

■一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分（平成26年5月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年5 月9日	株式会社ラビット観 光 代表者 横川吉男	本社営業所	輸送施設の使用停止 (100日車)	平成24年8月30 日、新規許可事業者と して監査実施。1件の 違反が認められた。 (1) 営業区域外運送 (道路運送法第20条)	10	10
	長野県大町市常盤6 906-57	長野県大町市常盤6 906-57	道路運送法第20条			
平成26年5 月9日	マツカワ観光バス株 式会社 代表者 大塩敏広	本社営業所	輸送施設の使用停止 (75日車)	平成24年3月22 日、重点監査の対象事 業者として監査実施。 4件の違反が認められ た。(1) 定期点検整 備の実施違反(旅客自 動車運送事業運輸規則 第45条、道路運送車両 法第48条)(2) 定期	8	8

	長野県下伊那郡松川町大島1909番地2号	長野県下伊那郡松川町大島1909番地2号	道路運送法第27条第2項	点検整備の実施違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号、道路運送車両法第48条)(3)点検整備記録簿の記載違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条第2号、道路運送車両法第49条) (4)虚偽の陳述(道路運送法第94条第4項)		
平成26年5月9日	株式会社マップ 代表者 新井秀明	本社営業所	文書警告	平成23年6月13日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)点呼の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)	0	0
	石川県金沢市中屋町西509番地1	石川県金沢市中屋町西509番地1	道路運送法第27条第2項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

■一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分（平成26年5月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年5月13日	株式会社大学タクシー 代表者 岩本道成	本社営業所	文書警告	平成23年10月24日、長期未監査事業者として監査実施。3件の違反が認められた。 (1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4(2)点呼の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)項)(3)乗務等の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0
	石川県河北郡内灘町字アカシア1丁目18	石川県河北郡内灘町字アカシア1丁目18	道路運送法第27条第2項			
平成26年5月23日	特定非営利活動法人介護福祉センターアイ 代表者 大久保泰誉	介護福祉センターアイ	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年10月30日、長期未監査事業者として監査実施。2件の違反が認められた。	2	2

	長野県安曇野市三郷 小倉3909-2	長野県安曇野市三郷 小倉3909-2	道路運送法第9条の 3第1項	(1) 運賃の收受違反 (道路運送法第9条の 3第1項) (2) 乗務等 の記録事項義務違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第25条)		
平成26年5 月27日	渡辺利昭	かいごタクシーライ フ	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年10月17 日、長期監査未実施事 業者として監査実施。 2件の違反が認められ た。(1) 運賃の收受 違反(道路運送法第9 条の3第1項) (2) 乗務等の記録事項義務 違反(旅客自動車運送 事業運輸規則第25条)	2	2
	長野県下高井郡山ノ 内町平穏2923番 地10	長野県下高井郡山ノ 内町平穏2923番 地10	道路運送法第9条の 3第1項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

■一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成26年5月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年5 月1日	有限会社東洋物流 代表者 丹羽正継	長岡営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成25年2月14 日、適正化事業実施機 関の巡回指導結果から 監査実施。(1) 運行 管理者の研修受講義務 違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第23 条第1項)	1	1
	新潟県新潟市山二ツ 3-19-13	新潟県長岡市関原町 5-15	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成26年5 月2日	株式会社鈴勝運輸 代表者 鈴木勝志	本社営業所	輸送施設の使用停止 (75日車)	平成25年1月28 日、重点監査の対象事 業者として監査実施。 3件の違反が認められ た。(1) 定期点検整 備の実施違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第13条、道路運送 車両法第48条) (2) 定期点検整備の実施違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第13 条、道路運送車両法第 48条) (3) 定期点検 整備の実施違反(貨物 自動車運送事業輸送安	8	8
	新潟県新潟市秋葉区 下興野町25番5号	新潟県新潟市秋葉区 下興野町25番5号	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			

				全規則第13条、道路運送車両法第48条)		
平成26年5月2日	株式会社エスアンドエー 代表者 池田隆喜	新潟営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年9月28日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1
	栃木県鹿沼市上石川 字大野屋原1865-2	新潟県長岡市灰島 新田字江東1425番 14	貨物自動車運送事業 法第17条第1項			
平成26年5月2日	有限会社エス・ティ物流 代表者 土田信一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成25年2月6日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1
	石川県金沢市湊2丁目37番地2	石川県金沢市湊2丁目37番地2	貨物自動車運送事業 法第17条第1項			
平成26年5月9日	友愛商事株式会社 代表者 伊藤久隆	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成25年1月30日、労働局からの通報が届いたことから監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)(3)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	2	2
	長野県飯田市座光寺 6628番地260	長野県飯田市座光寺 6628番地260	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成26年5月9日	株式会社日翔通商 代表者 中森宣明	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成24年12月19日、労働局との合同監査対象事業者となったことから監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨	4	4

	長野県長野市市場 1 - 2	長野県長野市市場 1 - 2	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項	物自動車運送事業輸送 安全規則第 3 条第 4 項 (2) 点呼の実施義務 違反 (貨物自動車運送 事業輸送安全規則第 7 条第 1 項、第 2 項) (3) 点呼の記載事項義務違 反 (貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 7 条 第 5 項)		
平成 26 年 5 月 9 日	有限会社常念運輸 代表者 道淵松男	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 1 月 20 日、適正化実施機関の 巡回指導結果から監査 実施。3 件の違反が認 められた。(1) 点呼 の実施義務違反 (貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第 7 条第 1 項、 第 2 項) (2) 点呼の 記録義務違反 (貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 7 条第 5 項) (3) 点呼の記載事項義務違 反 (貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 7 条 第 5 項)	2	2
	長野県安曇野市豊科 5 2 6 1 - 2 2	長野県上田市下武石 1 2 7 5 - 3	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 26 年 5 月 14 日	有限会社カネゴ商運 代表者 西條忠	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30 日車)	平成 25 年 1 月 26 日、死亡事故を惹起し たことを端緒に監査実 施。7 件の違反が認め られた。(1) 乗務時 間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 3 条第 4 項) (2) 点呼の実施 義務違反 (貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第 7 条第 1 項、第 2 項) (3) 点呼の記録義務 違反 (貨物自動車運送 事業輸送安全規則第 7 条第 5 項) (4) 乗務 等の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 8 条) (5) 運転者台帳の記 載事項義務違反 (貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第 9 条の 5) (6) 運転者に対する指導監 督違反 (貨物自動車運	3	3
	新潟県上越市頸城区 市村 9 2 3 番地	新潟県上越市頸城区 市村 9 2 3 番地	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			

				送事業輸送安全規則第10条第1項) (7) 運転者に対する指導監督の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		
平成26年5月14日	新潟日植運輸株式会社 代表者 千綿克彦	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成25年1月28日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。1件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	2	2
	新潟県新潟市秋葉区 小須戸3942-3	新潟県新潟市秋葉区 小須戸3942-3	貨物自動車運送事業法第17条第1項			
平成26年5月14日	飯山陸送株式会社 代表者 勝山一成	長野営業所	文書警告	平成25年9月25日、死亡事故を惹起したことを端緒として監査実施。3件の違反が認められた。(1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項) (2) 点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (3) 運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	長野県飯山市大字静間280-1	長野県長野市大字北長池字山王沖1849	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成26年5月16日	有限会社シマハタクリーンサービス 代表者 畑中利一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (80日車)	平成25年1月25日、重点監査の対象事業者となったことから監査実施。3件の違反が認められた。(1) 定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事	8	8

	石川県金沢市赤土町 ワ67-3	石川県白山市一塚町 808-3	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	業輸送安全規則第13 条、道路運送車両法第 48条) (2) 定期点検 整備の実施違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第13条、道路運 送車両法第48条)(3) 整備管理者研修受講義 務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 15条)		
平成26年5 月19日	魚津海陸運輸倉庫株 式会社 代表者 田村都志雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成26年3月5日、 公安委員会より道路交 通法令違反通知書が届 いたことから監査実 施。4件の違反が認め られた。(1) 事業計 画事前届出違反(貨物 自動車運送事業法第9 条第3項前段)(2) 点呼の記載事項義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第7条 第5項)(3) 運行指 示書の作成違義務反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条の 3第1項)(4) 運転者 台帳の記載事項義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第9条 の5)	2	2
	富山県魚津市三ヶ2 27-73	富山県魚津市三ヶ字 砂田227-73、2 27-40	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成26年5 月21日	東部運送株式会社 代表者 川崎道夫	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成25年4月16 日、労働局から通報書 が届いたことから監査 実施。3件の違反が認 められた。(1) 乗務 時間等の基準の遵守違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第3条 第4項)(2) 点呼の 実施義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第7条第1項、第2 項)(3) 点呼の記載 事項義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第7条第5項)	3	2
	新潟県新潟市秋葉区 川口580-21	新潟県新潟市秋葉区 川口580-21	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			

平成 26 年 5 月 22 日	有限会社さくら運輸 代表者 吉田義昭	本社営業所	輸送施設の使用停止 (130日車)	平成24年10月25日、適正化実施機関の巡回指導結果から監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	13	13
	富山県富山市城村51番地	富山県富山市城村字大堀割46、54-1	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成 26 年 5 月 29 日	能州運輸株式会社 代表者 垣内武司	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成24年12月3日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	4	4
	石川県七尾市中島町長浦子9	石川県鳳珠郡穴水町川尻元中居南10-19-1、10-20-1	貨物自動車運送事業法第17条第3項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。